主な記事

第２－３面　ブロック別意見交換会のまとめ
第４－７面　人材確保・育成対策等に係わる実態調査結果
第８面　会員からの寄稿

全中建だより

一般社団法人
全国中小建設業協会
編集発行人　河　﨑　　茂
〒104-0041　東京都中央区新富２－４－５
URL　http://www.zenchuken.or.jp/
電話　03(5542)0331(代表)　ＦＡＸ　03(5542)0332

主要12職種　新たな公共工事設計労務単価

職種	全国平均値	令和５年度比
特殊作業員	25,598円	＋6.2%
普通作業員	21,818円	＋5.5%
軽作業員	16,929円	＋6.3%
とび工	28,461円	＋6.2%
鉄筋工	28,352円	＋6.6%
運転手（特殊）	26,856円	＋6.3%
運転手（一般）	23,454円	＋7.2%
型わく工	28,891円	＋6.6%
大工	27,721円	＋4.9%
左官	27,414円	＋5.0%
交通誘導警備員A	16,961円	＋6.4%
交通誘導警備員B	14,909円	＋7.7%

金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和６年度　積算基準改定５つのポイント

① **週休２日の「質の向上」拡大**
- 月単位の週休２日の補正係数を新設、成績評定で加点措置
- 市場単価方式による積算及び土木工事標準単価による積算も見直し

② **工事及び業務における現場環境改善**

③ **受注業者の書類作成業務の負担軽減**

④ **時間外労働規制対応へ現場管理費見直し**

⑤ **移動時間を踏まえた積算の適正化**
- 現場移動等で作業時間が短くなり、日当たり施工量の減少傾向が見られたことから、11工種で令和６年度の歩掛改正に反映

国交省見直し　中小企業に追い風

単価＋積算＝週休２日前進

「３本の矢」に期待

課題の自治体は担い手３法で

２０２４年４月からの「時間外労働の上限規制」に中小建設企業が対応するための支援政策取り組みが始まった。国土交通省は２月16日、12年連続の引き上げとなる「公共工事設計労務単価」を、同月28日には「土木工事・業務の積算基準等改定」を公表した。また動きが鈍い地方自治体を動かす枠組みとして「改正担い手３法」がある。まさに建設業界「３本の矢」が揃った。

中小建設企業にとって腹にある「週休２日」取り組みに伴うコストアップと工期延長に対する発注者の理解と支援が必要不可欠。しかし多くの地方自治体はこうした支援要請に後ろ向きだった。ただ今後こうした状況を大きく変える可能性があるのが、自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟（品確議連）が固めた、入札契約適正化法（入契法）改正だ。これは国が地方公共団体に対して助言・援助に加え勧告まで行うことができることを新たに付与するもの。国の強力な指導が可能になる。

この枠組みのなかで、週休２日取り組みで発生するコスト増を支援するのが、現場技能者の賃金アップにつながる「令和６年度公共工事設計労務単価」と、中小企業に配慮した見直しを盛り込んだ「令和６年度国交省土木工事・業務の積算基準等改定」という２つ。

このうち積算基準改定には、全中建がこれまで中小規模現場での、「制約によって８時間の作業時間は確保できない」という指摘に対する「積算の適正化」も盛り込まれた。

具体的には、「現道・維持関係等11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた」として歩掛かり改正に反映することを明記した。

新労務単価などに対するコメント

土志田領司会長

公共工事設計労務単価が12年連続で引き上げられました。国土交通省始め、政府および与党の関係各位に心から感謝申し上げます。

労務単価の引き上げは、建設技能者の処遇改善や若者の担い手確保に直結します。引き上げが継続されることにより、中小建設業界の人々が、生きがいとやりがいのある業界を目指すとともに、新４Ｋおよびワーク・ライフバランスを重視した働き方改革を進め、若者から選ばれる業界となるよう、適正な労務賃金の支払い、労働環境の改善に努め、会員団体と傘下企業が一丸となって取り組んでいきます。

少しずつではありますが、経営環境が改善されつつあります。

技能者賃上げ５%超

４団体トップに岸田首相が要請

政府は賃上げなどをテーマにした全国中小建設業協会など建設業４団体（全中建、日本建設業連合会、全国建設業協会、建設産業専門団体連合会）との意見交換を首相官邸で開いた。岸田文雄首相が出席する官邸開催は初めて。

斉藤鉄夫国土交通相と４団体トップは官民共通の２０２４年度技能者賃上げ目標「５%を十分に上回る上昇」など２点を申し合わせた。岸田首相も５%を上回る賃上げに言及、新３Ｋ（給与、休暇、希望）実現に向けた賃上げを業界に要請した。

（関連８面）

公共事業の推進をサポートし、地域社会の創造に貢献する
西日本建設業保証株式会社
WEST JAPAN CONSTRUCTION SURETY CO.,LTD.
〒550-0012　大阪市西区立売堀2-1-2（建設交流館）　電話 06(6543)2553
支　店／東京・名古屋・大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

令和５年度ブロック別意見交換会のまとめ

１．目的

建設業の担い手の人材確保・育成のための、新・担い手３法及び改正品確法の運用方針が施行され、諸対策が講じられている。これを踏まえ地方公共団体を中心とした対応状況を把握するとともに、会員企業が抱えている課題等の生の声を行政機関に対して要望し、中小建設業界が置かれている環境改善を図ることを目的に実施した。

令和５年度で11回目となる意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「最近の建設業行政の課題について」をテーマに講演、「担い手確保（働き方改革、処遇改善）」「生産性の向上」「入札契約制度の概要」「品確法運用状況について」など、建設業における現状と課題について説明。その後、同担当官のほか地方整備局の企画部・建政部及び営繕部の担当官、各地域の地方自治体からの出席者を交えて意見交換を行う事ができた。

２．開催日及び会員団体（６ブロック、６会場、14団体）

ブロック	開催日等	会員団体
東北	９月29日（金）	全中建　岩手
関東	10月25日（水）	東京都中小建設業協会、全中建　多摩 町田市建設業協会、神奈川県中小建設業協会、横浜建設業協会、 全中建　建友会
中部	９月21日（木）	愛知県土木研究会、愛知県舗装技術研究会 愛知県建築技術研究会
近畿	10月30日（月）	全中建　京都
中国	11月７日（火）	全中建　広島県支部
四国	12月８日（金）	香川県中小建設業協会、高知県中小建設業協会

◆公共事業予算の確保

・国土交通省の公共事業関係費は10年間横ばいで推移している。労務単価分、現場管理費・一般管理費等率分や資材の値上がり分を反映していただかないと、実質的に工事額が減っていることになるので、その分を増額してほしい。（岩手）

・働き方改革で工事費は着実に上昇しており、今後も上昇が見込まれる。非常にありがたい反面、工事費の上昇で件数の減少が予想される。中小企業対策として発注量の確保をお願いしたい。（町田）

行政側の発言

・2024年度予算では1.19倍で概算要求している。実際に資材価格が上がっている中で公共工事の嵩が全体として変わっていないのであれば、その中で工事価格が上がり、件数が減っていくという認識。労務単価や一般管理費、現場管理費全部含めて、あと資機材の値上がりの影響度合いを一概にお答えすることは工事特性や発注時期などもあり難しいが、資材価格の高騰を含めて公共工事の実施に必要な経費は事項要求している。

・工事費が上昇すれば一つひとつが高くなるので事業量は減る。予算要求、補正予算も含めて事業費の確保に取り組んでいく。

◆国土強靱化

・恒常的に当初予算での別枠計上か、補正予算で措置する場合は、全工事事業加速円滑化国債により、当初予算と同様に複数年度にわたる工事発注が制度的に可能となるようにしてほしい。（岩手）

行政側の発言

・５か年加速化対策などで大きな被害を未然に防ぐなど一定の効果を発揮している。まだまだしっかり取り組みを強化していくことが重要。５か年加速化対策後もしっかり中長期的な見通しの中で継続的、安定的な取り組みを進めていくことが重要。６月に議員立法が改正され、実施中期計画が法定化された。実施中期計画が切れ目なく策定されることで継続的、安定的に国土強靭化の取り組みを進めていくことになる。

◆適正な設計・積算

・小規模工事は現在の積算単価・経費と実情が乖離する傾向がある。国土交通省では歩掛見積もりをとるなど対応していただけるが、同省以外は改善が進んでいない。県・市町村に指導をお願いしたい。（香川）

・設計図書に示された施工条件と工事現場の状態が一致しない場合など、契約後直ちに施工できない状況が少なからずある。コンサルの落札率を引き上げることで、より適切な設計図書を作成していただけるのではないか。（岩手）

・労務単価だけでなく諸経費（現場管理費・一般管理費等）の経費率を引き上げ、工事価格のさらなる底上げをしてほしい。（町田）

・コンサルにはもっと精度をあげてほしい。変更のない設計書を出してほしい。（岩手）

・工事着手までの未調整事項に多くの労力を要する。着手までの十分な調整や工期の延長など、より柔軟な対応を望む。（京都）

行政側の発言

・工事の発注にあたっては関係機関との協議、設計、地元との調整、用地取得をしっかり完成させて工事の進捗管理に大きな支障がないように計画的に事業を進めていくことは、いままでもこれからも変わらない。一方で全ての条件が整わない現場、工事もある。やむを得ず関係機関との協議、設計など、工事の進捗に影響がある場合は、協議完了時期、用地引き渡し時期など必要な条件を設計図書でしっかり明示していきたい。

・受注者の責に帰さない事由や現場条件によって設計変更が必要な場合は、設計変更ガイドラインに基づき適切に設計変更していきたい。コンサルの落札率でいえば、個人的には落札率が低いから仕事があいまいであるというのは本当にそうかなという思いはある。いくら安くとっても仕事はしっかりやっていただいていると思っている。設計などにおける調査基準価格は、毎年度実施している諸経費動向調査の分析をもとに必要かどうかを検討している。今後も適切な調査基準価格になるよう引き続き検討を進める。

・必要経費を計上することが技術者確保の観点からも大事。実態調査に基づき基準を見直している。最近の成果では一般管理費を0.68に引き上げた。

・契約後すぐに現場に入れないといった意見もある。本来工事発注に際しては契約するまでに関係機関協議などを終えたうえで発注するのが本来の筋だと認識している。ただ、場合によっては、そういったものが整わないで発注するケースもある。直轄工事では特記仕様書で条件明示の徹底を指導している。昨年３月に工事請負契約におけるガイドラインの総合版で中止、受発注者のコミュニケーションを具体化した。自治体には発注者協議会を通じてわれわれの取り組みを紹介することで、情報共有を図っていく。契約後に金額、工期変更が生じた場合、受発注者協議を経て必要であれば変更する。

・入札契約適正化法の指針で入札参加者から一部見積もりを取りながら必要に応じて積算することを全体の指針として求められている。適正な予定価格の設定に向けて働きかけていきたい。

◆最低制限価格・低入札価格調査基準の見直し

・ダンピング対策として中央公契連の最新モデルでの基準価格だけの運用で、低入札調査価格と特別基準価格の廃止を検討してほしい。（都中建・全中建多摩）

・一般管理費率を0.68から、他の費用と同様の0.90まで引き上げてほしい。（岩手）

・安定経営、適正な利潤確保のため、最低制限価格・低入札調査基準価格を95％に引き上げてほしい。（愛知）

・９割以上の市区町村では中央公契連モデルの最新版の計算式ではなく、３～４代前の計算式が採用されている。最新版を適用するよう指導してほしい。（都中建・全中建多摩）

・最低制限価格の底上げ（95％以上）をお願いしたい。（町田）

・適正価格で落札するためには低入札価格の調査基準を底上げして100％に近い価格で落札できる仕組みにしてほしい。（京都）

・ダンピング受注になりかねない低入札制度はなくしていただきたい。（広島）

行政側の発言

・地方公共団体のダンピング対策の見える化ということで、なかなか市区町村で取り組みが進んでいない中、直接の働きかけなどを実施している。中央公契連モデルを自治体にも周知している。国土交通省としては実態把握に努めながら適切に対応していきたい。

・低入札の基準では一歩一歩、実態調査して積み上げてきているのが現状。令和４年に計算式の一般管理費を55％から68％に上げた。現場の実態をみて説明できる範囲でどう積み上げることができるのか検討したい。実際に地域に行きわたっていないというのが本当のところだと思っている。市町村単位で調査基準価格、最低制限価格がどう導入されているか。まだ前の基準を使っているところもある。最新の基準を使うように取り組んでいきたい。

・古い計算式でやっている自治体も多い。最新版の適用を要請していく。

・ダンピングで工事の質の低下がないよう、自治体とコミュニケーションをとって対応していく。

・最低制限価格＝導入していない、最新の式でないところも多い。中央公契連モデルの使用（最新版）を働き掛けていく。

・ダンピングの基準を少しずつ引き上げている。ただ、基準価格全体のところまで至っていない。予定価格は市場価格を踏まえて設定することになっている。予定価格を構成する単価、歩掛は世の中の実態を踏まえて作ることになっている。だから予定価格は適正価格。上限拘束性については以前から議論がある。上限拘束の厳しいところがどうにかならないのか。一番札だけでも、競争の中で一番低いのであれば、ある程度のレンジの中で落札としてもいいのではないかという議論もあると認識している。品確議連の中でもそういった指摘が出ている。そういったところを頭に置いたうえで、何ができるか考えていきたい。

・県の調査基準価格は国と違ってシンプルな形で運用してきた。もともとは予定価格の概ね90％で設定し、かつ予定価格から類推しやすい制度でさまざまな問題が生じたので９月に制度を一部改正した。現時点では低入札者との契約は従来と同水準でまだ大きな変化はない。くじ引きに関しては減少している。今後も必要な改善を進めていきたい。（広島）

◆工事発注・引き渡し時期の平準化

・地方自治体の発注は下半期にピークが来るため、厳しい気象条件の中で施工することになる。早期発注で平準化が図られるようお願いしたい。（岩手）

行政側の発言

・平準化は経営の安定化、技能者の処遇改善につながる。平準化は不調・不落対策にもなるので発注者にもメリットがある。現在、直轄工事では債務負担行為の積極的な活用などを推進している。総務省と連携して自治体にも働きかけている。引き続き地域性も勘案しながら取り組みを進めていきたい。

◆労務費の向上

・高知県では設計労務単価、労務費調査で分類される51職種の多くが専門職として存在しておらず、専門職の技能レベルに満たない作業員が多能工的に従事しているため、実態と乖離している。建設キャリアアップシステム対応に向けた多能工の実態調査を踏まえ、実態に即した制度となるようお願いしたい。また、膨大な労力と費用がかかる現行の調査方法を省力化してほしい。（高知）

・公共工事設計労務単価について、国土交通省は週休２日に見合う単価としているが、これまでの調査結果を見るとそれ相応の引き上げとなっていない。（岩手）

・近年、夏季工事で経費部分の補正が行われているが、その額は実情に即しているとは考えにくい。公共労務単価で直接補正してほしい。（広島）

・歩掛の全てを精査、見直しして改善してほしい。特に人力作業での歩掛は現実とかけ離れている。（広島）

行政側の発言

・設計労務単価は会計法令上、取引の実例価格を考慮したうえで設定する。労務単価の上昇で賃金水準が上昇し、実態調査で労務単価が上がるという好循環ができるようになるという観点で、しっかり賃上げを行ってもらうことが重要。今後とも賃金支払いの実態の正確な把握を踏まえた、適切な設定に努めていきたい。

・会計法で取引の実例価格を反映することになっている。設計労務単価の上昇を賃金水準上昇につなげていくことが重要。それが次の労務単価の上昇につながっていくよう、賃金の引き上げにご協力をお願いしたい。国土交通省では猛暑日にも考慮している。直轄での取り組みを自治体にも紹介しながら、猛暑日はある意味、働いている方の命に直結するのでしっかり働きかけていきたい。

・歩掛は、実態調査を元に設定している。人力作業の歩掛については現実とかけ離れているという指摘をいただいたが、そういった部分を伝えていただければと思っている。

・労務費調査では、その他と呼ばれる技能者は相当程度の技能を有する場合、専門的職種に振り分け、そうでない場合は普通作業員に分類される。実態に合っていない割に手間がかかるという意見だが、実例価格としてしっかり出していく必要がある。かなりの負担をかけていることは申し訳ない。できる限り書面調査やオンライン調査の導入で省力化を図りながら進めている。調査方法の省力化もしっかり検討していきたい。

◆週休２日に伴う時間外労働規制の適用に向けた工事積算

・来年４月から直轄は完全週休２日制しか評価しない。完全週休２日は４週８休より格上になるが補正率は変わらない。求められるレベルが上がるのに頂くお金が変わらないのは非常に厳しいので検討いただきたい。（香川）

・積算上での労働時間は朝・夕を30分ずつ除いて実作業分である１日７時間を労働時間として積算し、それに伴う工期の延長と経費計上をお願いする。（岩手）

・労働時間内の作業実態に沿った標準歩掛への変更。（都中建・全中建多摩）

・積算時における週休２日（４週８休以上）の補正係数の割り増し。（都中建・全中建多摩）

・地方自治体発注の工事については、週休２日制に伴う十分な工期の確保と工期が伸びることによる労務費、諸経費の増加に対し、歩掛などの見直しをしていただいた上で適切な予定価格の積算をしていただくように、国から指導をお願いしたい。（京都）

行政側の発言

・国土交通省では今年度から月単位の週休２日の取り組みを進めている。経費補正については月単位で週休２日を達成できた工事について今年度の諸経費動向調査、労務費調査を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置の立案ができないかと本省で検討している。時間外労働規制の適用に向けた工事積算上の適正化について、朝礼などは１日の就労時間に含まれるということで標準歩掛に適切に反映させるべきであるということ、適切なデータにて標準的な時間を分析し、標準歩掛に適正に反映させるということを本省から聞いている。現場実態を反映した適正な経費、標準歩掛になるよう、依頼が届いたらご協力をお願いしたい。

・朝礼や準備体操などは標準歩掛に反映している。適宜に見直すこととしている。実態調査をもとに標準歩掛に適切に反映していきたい。路上工事だと実作業稼働時間がかなり少なくなる。定量的な部分を理解できた。よく検討していきたい。

・週休２日の確保は長期的な担い手確保の観点からも必要。必要な労務費の確保も含めてしっかり要請している。市町村からは週休２日は高くつくからできないという話も聞くが、社会的コストなのでしっかり要請していく。さらなる週休２日の推進、質の向上に向けて必要な対策を検討していく。業界の声や実態をさまざまな場で上げてほしい。

３面に続く

令和５年度ブロック別意見交換会のまとめ

◆適時・適切な設計変更
・遠隔臨場で発注者の監督員が現場に出向くことが少なくなり、設計変更が遅くなると危惧している。設計変更ガイドラインに沿った迅速な対応をお願いしたい。（岩手）
・設計図書と実際の現場との差異があった場合、現状は責任の所在を明確化することなく請負者の責任として成り立っているが、設計会社の責に帰すべき事由がある場合は設計会社が責を負う制度を設けてほしい。（町田）

行政側の発言
・設計変更は受発注者の対等性を確保しながら適正な施工を確保する観点で必要が生じた場合、設計図書の変更が適正に行われるために必要な経費、工期が適切に確保されることが重要と認識している。整備局のガイドラインでも、設計変更に伴う契約変更は必要が生じた都度、遅滞なく行う旨がしっかり留意事項に定められている。地方公共団体に対して設計変更が必要と認められる場合にもかかわらず、請負代金変更見込み額が一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じないとか、設計変更に伴って必要と認められる請負代金や工期の変更を行わないことを厳に慎むように要請している。昨年５月には、入契法の適正化指針を変更し、設計変更が可能となる場合や設計変更ガイドラインの策定・公表に基づいた適正な手続きの実施に努めるよう明記した。公共工事で適切かつ迅速な設計変更が実施されるよう必要な取り組みを引き続き進めていく。

◆提出書類の簡素化
・設計変更などイレギュラーなケースの発生による膨大で複雑な作成書類をいかに削減・簡素化するかが重要だと認識している。概略設計による発注を可能な限りなくしてほしい。（岩手）
・さらなる工事関係書類の簡素化。（町田）
・引き続き、提出書類などの簡素化による負担軽減をお願いしたい。（広島）
・時間外労働の抑制に向け、国、自治体が統一のルールで書類の簡素化、電子化に取り組んでほしい。（広島）

行政側の発言
・東北では簡素化のポイントを作成している。検査書類の限定型工事もある。オンライン電子納品の原則適用もしていく。ウェブによる中間技術検査の標準化にも取り組んでいきたい。
・設計変更に伴う工事書類の煩雑化には、設計変更ガイドラインに基づき適正な対応を徹底していく。
・書類の簡素化については関東整備局では全国に先立って令和４年３月に土木工事電子書類スリム化ガイドを出して周知している。今年度はアンケートを実施し、受注者ヒアリングを踏まえ、さらなるスリム化に向け、より分かりやすいものにバージョンアップした。検査書類限定型工事等の取り組みも進めている。地方自治体に対しては、関東ブロック発注者協議会を通じて情報提供しているが、引き続き書類簡素化に努めていきたい。
・工事書類の簡素化は非常に重要なポイントと認識している。とくに技能労働者を監督する技術者は戻って書類を作るとどうしても夜になる。受注者負担の軽減を図る観点から、各整備局で書類削減マニュアルを作成している。また、完成検査で工事検査書類を限定する検査書類限定型工事も全ての工事を対象に受発注者協議の上で実施している。様式の標準化を国土交通省のＨＰに掲載している。時間外労働規制の適用の観点からも書類の簡素化は非常に重要。

◆時間外労働
・除雪単独だけでなく、ほかの業務も手掛けているケースの判断などが難しいという話も出ている。（岩手）

行政側の発言
・除雪については労働基準局のＱ＆Ａによると、雪害という表現になっている。雪害が微妙で、極端に言うと軒先の除雪まで考えた場合、どこまでは臨時に必要とするか難しい議論だと思う。
・除雪に対しては、待機や準備などをどう見るのか。そこに関して一般的には、基本的には災害時対応という整理をＱ＆Ａではしているが、最終的に労基の監督官がどうとらえるかという部分もある。そこは個別事案。

◆週休２日
・国と東京都は補正係数割増をしているが、いまだに都の外郭団体と各市町村は割増係数をしないで発注している。指導徹底をお願いしたい。（都中建・全中建多摩）
・週休２日制が全工事で早期達成できるように、設計労務単価や一般管理費を含めた補正係数の引き上げ、歩掛（パッケージの構成比率）の改定など、抜本的な積算体系の見直し、適切な工期設定を行ってほしい。（香川）
・週休２日の取り組みが進むよう、市町村、民間発注者へ指導、働きかけをしてほしい。（愛知）
・下請け企業ではいまだに日給制も多い。就業日数が減少しても賃金維持が可能となるよう、労務費補正係数のさらなる引き上げをお願いしたい。（神中建・愛知）
・週休２日制を確立した適正な工期の設定での発注を常態化してほしい。（愛知県舗装技術研究会）
・週休２日制に移行しても利益が確保できるような経費率の計上と工期の設定をお願いしたい。（都中建・全中建多摩・神中建・広島・香川）
・週休２日による割増補正係数と歩掛の見直しをお願いしたい。（都中建・全中建多摩・神中建・広島・香川）
・市町発注案件での週休２日の普及に向け、指導を含めた一層の取り組みをお願いしたい。（都中建・全中建多摩・広島）
・週休２日制で、当初概数発注している工事で詳細が決まり、設計変更などされた際に週休２日を前提とした工程組み直しに対応していない場合がある。週休２日を前提とした工程の組み直しに対応してほしい。（広島）

行政側の発言
・地方公共団体にも働きかけていく。週休２日の確保に伴って労務費、現場管理費が変わるのであれば適切に予定価格に反映していくことも要請し、都道府県公契連を通じて周知徹底している。民間発注については、中建審が作成した工期に関する基準をさまざまな場で周知・徹底している。引き続き、工期の確保にしっかり取り組んでいきたい。
・就業日数が減少した場合、工期延長した場合、必要な日数がそもそも減少した場合というかどうかわからないが、結果的に適正工期、週休２日制を採用した時の適正工期に落ち着く場合ととらえた場合、週休２日工事についての労務費、機械経費、賃料、共通仮設費率、現場管理費率を補正している。工期延期に伴う経費増についても最終的に適正工期に落ち着くのであれば、適切な週休２日制を見込んだ経費率になっているととらえている。
・週休２日、上限規制に加え、１日当たりの実質的な作業時間が変わることになる。これに伴う積算基準の見直しを本省で検討している。実労働時間の短縮によって、日当たり作業量が減るのと、適正工期をしっかり取ることが必要だと考えている。本省にもしっかり情報提供していきたい。
・週休２日はしっかり進めていくことが重要。とくに市区町村は取り組みが途上。適正な工期の設定や必要経費の予定価格への反映を働きかけていく。民間への波及も図っていきたい。
・直轄でもやむを得ず概数発注しているものもある。これについては詳細な工事内容が確定した段階で月単位の４週８休、不稼働日数を考慮した実工期を算定して適切な工期設定に努めている。

◆担い手の確保・育成
・担い手確保のためにも時間外労働の削減につながる施策の実施をお願いしたい。（愛知）
・若手技術者育成のためにも、大規模工事に若手職員をつけると工事評定点が付与されるような制度をお願いしたい。（愛知県舗装技術研究会）
・２級施工管理技士の資格取得で「３日間講習」を受講すれば同資格の１次・２次試験合格と同等となる「講習による資格取得制度」の復活をお願いしたい。（神中建）
・総合評価の入札制度で配置技術者の継続学習の取得状況の評価項目があるが、この項目は監理技術者を対象としている。これによりＣＰＤＳ認定講習への参加は監理技術者が大半を占める。担い手確保の観点からも若手の講習会参加が重要だが、入札制度にインセンティブがないため、企業側は若手に参加させていない。若手の継続学習を評価する項目を検討してほしい。（神中建）
・働き手の確保に向け、高年齢者の現場入場規制を撤廃してほしい。（建友会）

行政側の発言
・若手の技術者育成については、総合評価の技術者の評価項目の中で、監理技術者と現場代理人の役職に応じた施工実績の加算は廃止している。ベテランだけが入ってこられる状況は排除しており、若手技術者でも経験さえあれば、競争に参加できるよう間口を広げている。
・技術者の試験制度改革―趣旨は理解する。受けてもらいやすいようにしていくということで、受験資格の学歴要件などを見直している。一般的に講習を要件とすることは慎重にすべきといわれている。どうしてかというと技術者はできるだけ資格試験による国家試験を有する人を配置していく、これは技術力の程度を統一的に評価したうえで技術者をつくっていくべきという考えがあってこうなっている。
・総合評価では若手技術者の活用、資格、教育指導を評価する仕組みはある。継続教育の在り方は検討していきたい。
・高年齢者の入場規制については、労働災害防止の観点からだと思われる。厚生労働省にもいただいた意見を伝えたい。長年培った技術の伝承などベテランならではの価値もある。建設キャリアアップシステムでは資格と経験ということで、年数で職人の腕が測れるわけではないが、それで経験が持つ価値を見える形にするということで始めた。長く勤めれば価値ある存在になることを形にすることで若者の入職、定着にもつながると考えている。

◆資材価格高騰への対応
・工事積算で地域の実勢価格の反映に努めていただくとともに、資材単価に地域補正の導入検討をお願いしたい。（愛知）
・資材の実勢価格を反映した予定価格の設定をお願いしたい。（愛知県建築技術研究会）

行政側の発言
・資材価格については、受発注者協議が第一になると思うが、応じてもらえないなどの話があれば、地域の発注者に発信できることもあるかもしれないので、具体的なお話を伺いながら取り組みを考えていきたい。
・適正な予定価格の設定については、営繕工事では適正価格や現場実態を反映した適正予定価格を設定している。具体的には入札日直近の最新単価を採用する、見積もり単価については過去の工事実績に加え、変動する経済環境などを踏まえ適正に設定することとしている。また、現場実態を反映した共通費の算定や条件明示をすることにしている。共通仮設費の積み上げ部分は施工条件を明示し、公開数量への明記をすることにしている。営繕工事の・共通費は工期と連動しているため、工事内容、施工条件を踏まえた適正な工期設定を行い、工期延長が必要な場合は対応する。

◆賃金アップ
・１日８時間労働を厳守した場合、技術者の１日当たり実作業時間は減少するため、標準歩掛の変更が必要だが、変更した場合は賃金が上昇する。また１日当たりの施工量も低下するため工期変更も必要となる。（都中建・全中建多摩）
・週休２日制が始まると日給制の技能者の月給は15％程度下がる。公共工事設計労務単価の引き上げをお願いしたい。（神中建）
・継続的な労働者の賃金アップをお願いしたい。（広島）

行政側の発言
・労務単価は会計法に基づき、取引の実例価格に基づいて設定している。本年３月からの単価は時間外労働時間短縮に必要な費用は一定程度織り込んでいる。技能労働者に値上げ分がいきわたることで好循環が持続していく。賃金アップに官民連携して取り組んでいきたい。
・令和５年３月からの設計労務単価は11年連続で引き上げた。労務単価は建設労働者などが受け取る賃金を元に設定している。市場の労務単価が適切に労務単価に設定されるように、秋口に労務費調査を実施しているので、ご協力をお願いしたい。労務単価の引き上げだけでなく、元下契約の適正化によって労務費調査に反映され、労務単価の改善につながることになるので適正な請負契約をしていただきたい。

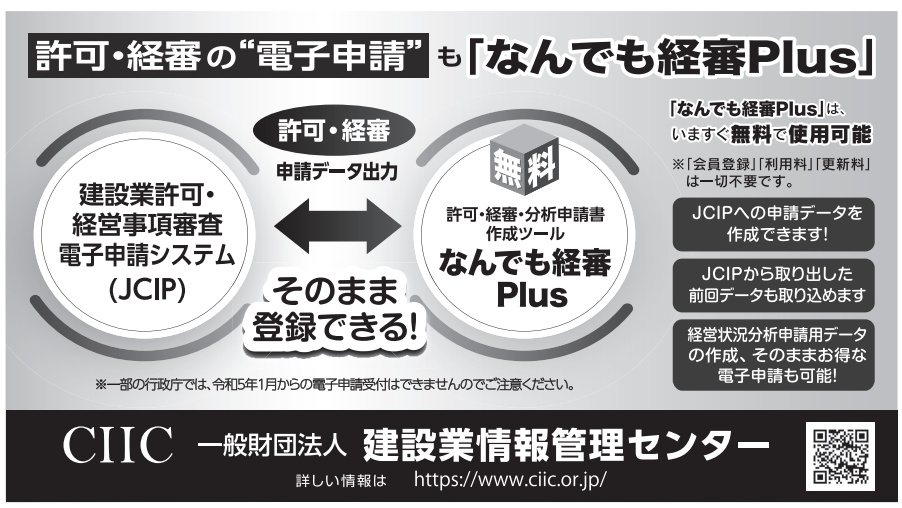

令和５年度　人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

令和５年８月～10月にかけて、全中建会員団体の傘下会員企業を対象に実態アンケート調査を実施した。集計結果は以下のとおりである。

○基本的事項
調査対象数　2,330社
有効回答数　n＝920社　回答率：39.5%

① 代表者年齢

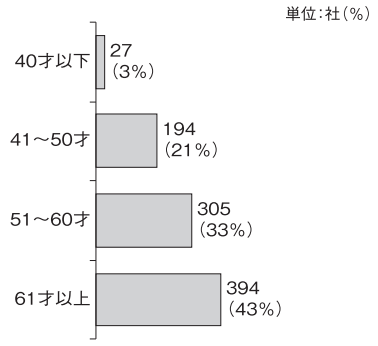

② 主な事業の種類

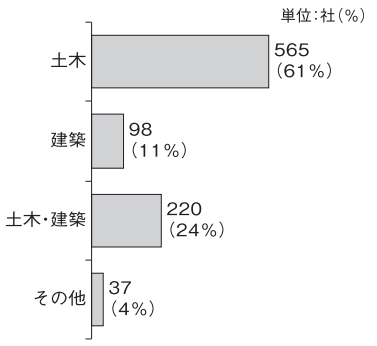

③ 資本金

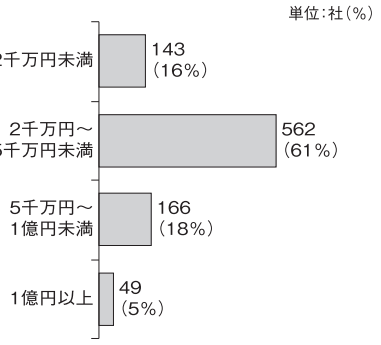

④ 完成工事高（令和４年度）

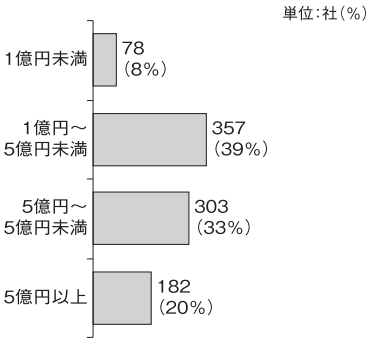

１．予定価格の公表時期・受注状況

① 昨年の令和４年度に受注した工事に係る発注先の公表時期の件数

区　分	事前公表	事後公表	非公表	合計
国	169	275	21	465
都道府県	2,465	964	79	3,508
市町村	3,051	1,351	449	4,851
合　計	5,685	2,590	549	8,824

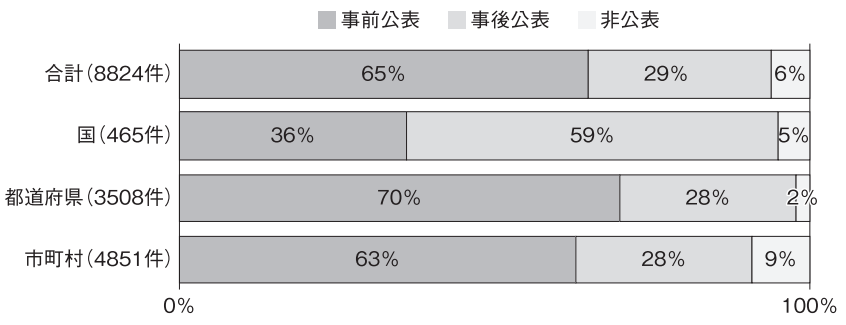

② 累計受注金額

区　分	ない	５千万円未満	５千万円～１億円未満	１億円～３億円未満	３億円以上	合計
国	393	18	20	51	61	543
都道府県	119	133	111	165	177	705
市町村	84	206	134	211	156	791
合　計	596	357	265	427	394	2,039

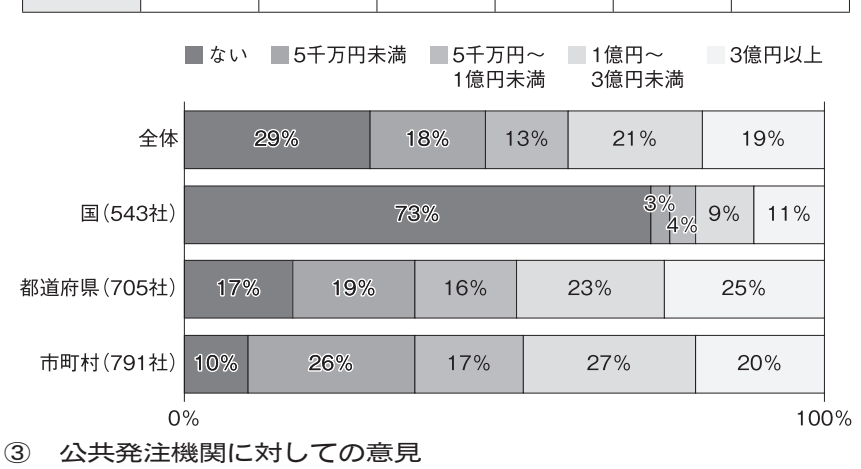

③ 公共発注機関に対しての意見
＊土木事務所単位で総合評価や評点の考え方が違う
＊総合評価方式の入札の偏り（高得点企業・表彰受賞企業）があるので、公平公正な工事成績点で受注できるようにしてほしい
＊県、市町村でも国が定める規定を守ってほしい
＊地元の施工能力がある企業が存続できる入札制度にしてほしい
＊地域の守り手としての地元業者育成を考えてほしい
＊市町村発注工事も週休２日補正とＩＣＴ補正を付けてほしい
＊各現場にあった環境で設計をしてほしい
＊交通誘導員の配置人数の見直しをしてほしい
＊地元の要望に適した経費の計上をしてほしい
＊発注段階での設計図書の精度向上をお願いしたい
＊「くじ引き」ではない入札制度の検討をお願いしたい
＊発注者の立場が強く、企業努力を強要しないでほしい
＊材料費・労務費を四半期ごとに改正してほしい

２．新・担い手３法

① 新・担い手３法における発注者責任の理解

区　分	理解している	理解していない	合計
国	343	178	521
都道府県	450	269	719
市町村	390	389	779
合　計	1,183	836	2,019

【全体】

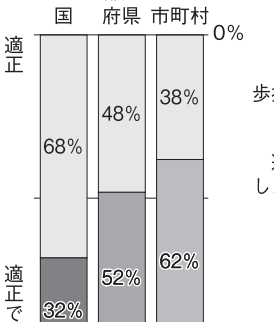

【内訳】

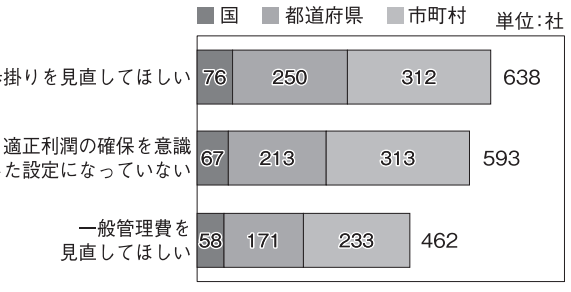

発注機関の担当者についての意見
＊受注したにもかかわらず、着手できない案件がある
＊設計変更を受注者に押し付ける
＊式典の日程の変更ができないため、受注者に土日出勤等のしわ寄せがくることがあるので、余裕のある工期で発注をお願いしたい
＊行政の検査の日程が正当な理由なく延期されたりする
＊行政の業務の迅速化を求める
＊受注者負担が多すぎる（担当者の経験不足によるしわ寄せ）
＊委託設計事務所が現場にそぐわない設計をしている

② 適正な予定価格の設定

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	255	332	297	884
適正でない	121	354	475	950
歩掛りを見直してほしい	76	250	312	638
適正利潤の確保を意識した設定になっていない	67	213	313	593
一般管理費を見直してほしい	58	171	233	462
合　計	376	686	772	1,834

【適正でない理由】(複数選択可)

「適正でない」についての意見
＊現場条件に見合った設計をしてほしい
＊落札後の変更は、市場単価とかけ離れていても認めてくれない
＊労務費の確保のために適正価格での契約を望む
＊離島における施工に関して特別経費を認めてほしい
＊設計積算時の使用材料が工事施工時に異なる仕様材料を求められる
＊設計時点では価格設定、単価の統一はされているが、実質、複合単価や設計協力を要求される
＊８時間労働に合わせた経費率の見直しをしてほしい
＊不備な設計書での発注入札を強行しないでほしい
＊予算がないと言われ、設計変更を認めてくれない

③ 最新の積算基準の適用

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	231	257	221	709
適正でない	155	431	561	1,147
資材・単価を見直してほしい	109	342	437	888
労務費等を実勢価格にしてほしい	77	217	284	578
積算基準を明示してほしい	50	167	250	467
積算方式を見直してほしい	48	155	211	414
常設作業帯設置困難地域の積算を見直してほしい	45	155	176	376
合　計	386	688	782	1,856

５面に続く

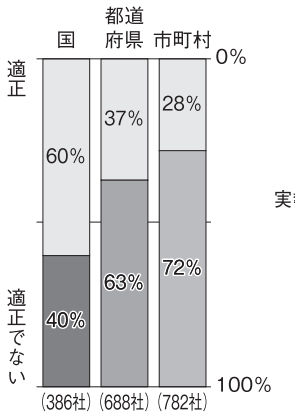

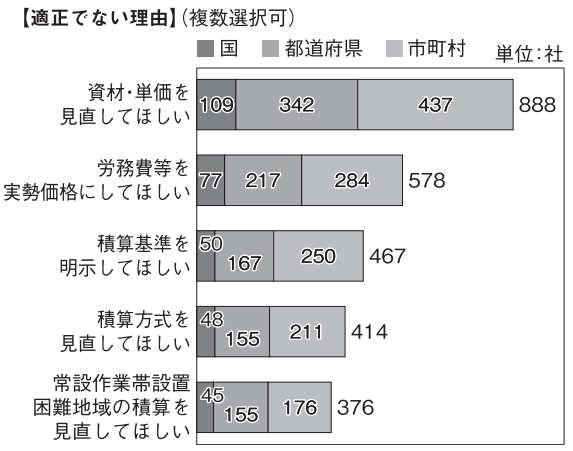

「適正でない」についての意見

＊小規模工事に見合った単価の設定
＊工期の延長の場合、共通仮設費の追加計上をお願いしたい
＊資材等の実勢単価の迅速な反映
＊積算基準を大企業用、中小企業用と明確に分けてほしい
＊県、市町村は、適時的確な物価スライドをお願いしたい
＊概略発注での積算をやめてほしい
＊その他条件を明確化してほしい

④　適正な工期の設定（工期に関する基準を含む）

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	256	327	305	888
適正でない	125	362	476	963
速やかに着工できる準備をしてほしい	80	203	245	528
発注時期に問題がある	42	162	234	438
工事発注及び引渡時期を平準化してほしい	51	166	219	436
現場の季節・風土に考慮してほしい	39	149	175	363
週休２日の工期になっていない	27	102	210	339
工期に関する基準に適合してほしい	25	85	119	229
常設作業帯設置困難地域の工期を見直してほしい	23	82	100	205
合　計	381	689	781	1,851

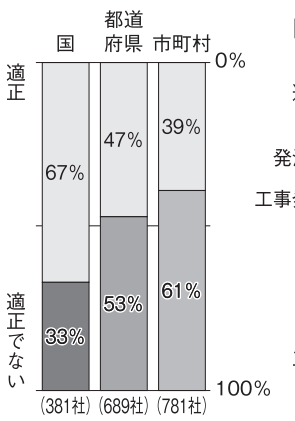

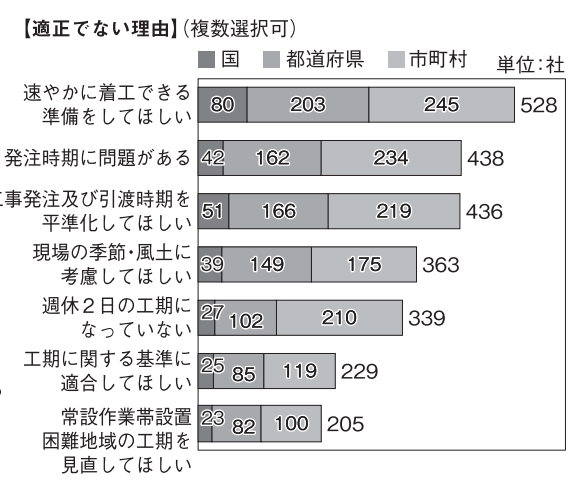

「適正でない」についての意見

＊第三者事故やクレームをなくすために、準備が整ってからの発注にしてほしい
＊施工不可能な期間・時間をなくした適正な工期を設定してほしい
＊見込発注後の大幅な変更により着工ができないものは発注しないでほしい
＊近隣対応等、事前の案内を行政側で行い、理解を得てからの発注にしてほしい
＊日当たり施工時間を考慮した工期の設定をお願いしたい
＊工期がないとの理由で週休２日制を適用してくれない
＊行政側の提出する図面の精度を上げてほしい（受注後の現場検査に時間がかかる）
＊特殊事情のある河川工事は週休２日制を考慮して工期の設定をしてほしい

⑤　適切な設計変更

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	253	285	263	801
適正でない	120	396	508	1,024
監督員によって対応が異なる	75	269	338	682
変更による予算増を認めてほしい	67	213	283	563
設計変更に応じてほしい	45	179	263	487
30%ルールを廃止してほしい	56	194	223	473
物価スライドに対応してほしい	46	180	239	465
工期延長等に対応してほしい	48	119	180	347
合　計	373	681	771	1,825

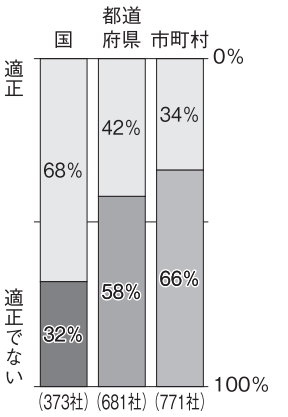

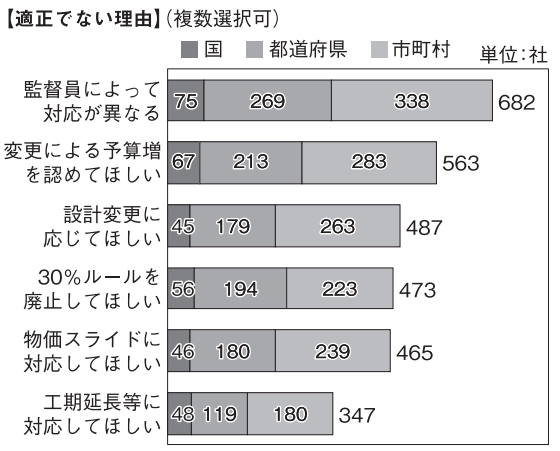

「適正でない」についての意見

＊県、市町村は、「予算がない」の一言で設計変更に対応してもらえない
＊いまだに業者努力の30%ルールを強要してくる
＊必要不可欠な追加工事は、設計変更として認めてほしい
＊現場条件に相違がある場合は速やかに変更契約に応じてほしい
＊スライド条項で工事費の１%負担は排除してほしい
＊受注者への努力義務を強要してくる
＊サービス工事として強要される
＊年度末は予算がないとの理由で変更契約ができない
＊設計変更の理由書の作成を求められる

⑥　設計変更の書類

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	274	353	384	1,011
適正でない	96	320	372	788
設計変更の書類の作成を求められる	78	267	307	652
追加検討項目書類の作成を求められる	64	205	236	505
工程打合せ書類の作成を求められる	36	135	156	327
地元説明会の資料の作成を求められる	23	107	124	254
特設仕様書の作成を求められる	11	30	38	79
合　計	370	673	756	1,799

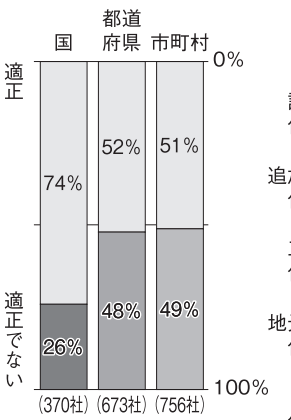

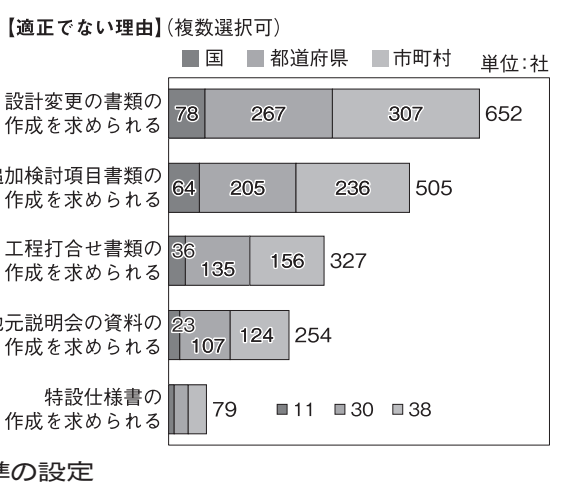

⑦　低入札価格調査基準の設定

区　分	国	都道府県	市町村	合計
適正	233	329	302	864
適正でない	148	332	441	921
低入札価格を引上げてほしい	96	219	273	588
95%以上にしてほしい	83	200	244	527
低入札価格設定の根拠を明示してほしい	39	87	141	267
公表してほしい	38	74	108	220
上限拘束を撤廃してほしい	35	67	82	184
最新の中央公契連モデルで計算してほしい	9	19	36	64
低入札価格を引下げてほしい	5	12	11	28
合　計	381	661	743	1,785

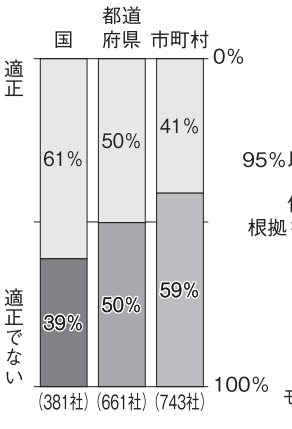

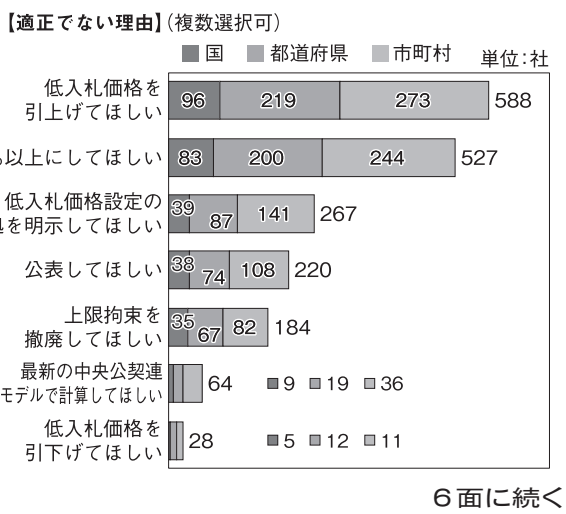

６面に続く

「適正でない」についての意見
＊低入札価格調査制度は廃止してほしい
＊公共積算100％が適正価格なので、100％で受注できるようにしてほしい
＊新たに標準積算価格を設定してほしい
＊低入札基準価格の引き上げをお願いしたい
＊低入札基準価格を最低制限価格にして設定範囲を廃止してほしい

３．担い手確保・育成

①　新規正規社員の採用状況　※Ｒ６年度：予定

区分／状況	技術者			技能者			その他職員		
	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用なし	551	577	590	715	742	779	705	692	775
採用あり	369	343	330	205	178	141	215	228	145
１人	149	149	130	95	85	56	110	133	76
２人	67	55	77	48	37	27	45	49	32
３人	40	35	32	12	4	13	22	15	11
４人～	113	104	91	50	52	45	38	31	26
合計	920	920	920	920	920	920	920	920	920

②　企業が雇用している従業員の離職者数の状況

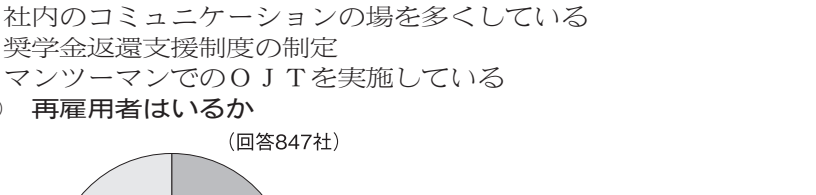

③　入職後何年目に離職する人が多いか

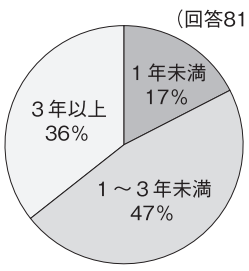

区　分	社　数
１年未満	142
１～３年未満	382
３年以上	290
合　計	814

④　担い手確保のための取組

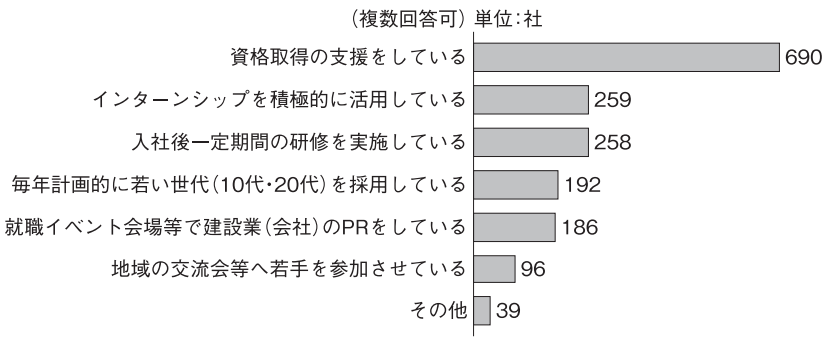

その他
＊社員の横の繋がりで経験者をリクルート
＊若手未経験者の採用
＊社内のコミュニケーションの場を多くしている
＊奨学金返還支援制度の制定
＊マンツーマンでのＯＪＴを実施している

⑤　再雇用者はいるか

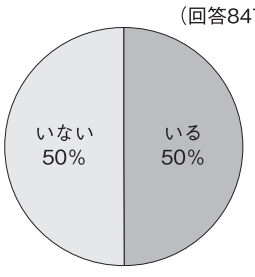

区　分	社　数
いる	423
いない	424
合　計	847

⑤－１　「いる」について、今現在、何名の方を再雇用しているか

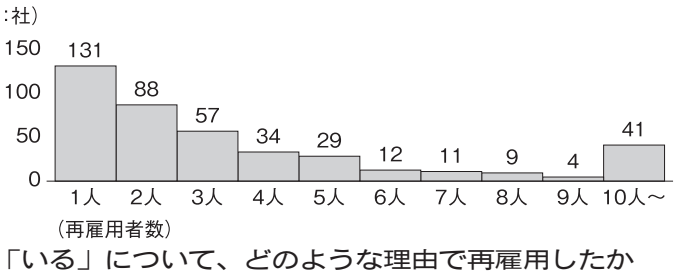

⑤－２　「いる」について、どのような理由で再雇用したか

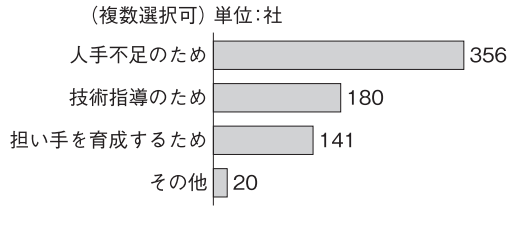

その他
＊後継者育成のため
＊能力が高く辞めてほしくない人材のため
＊技術が必要なため
＊シニア人材を積極的に雇用しているため
＊有資格者が不足しているため

４．働き方改革

①　時間外労働時間の実態　※毎月あたり

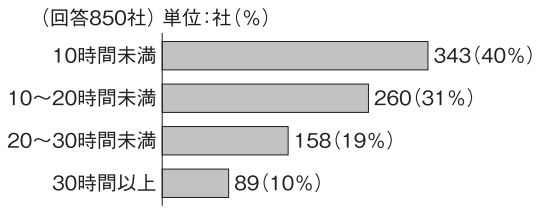

①－２　時間外労働時間の主な発生原因

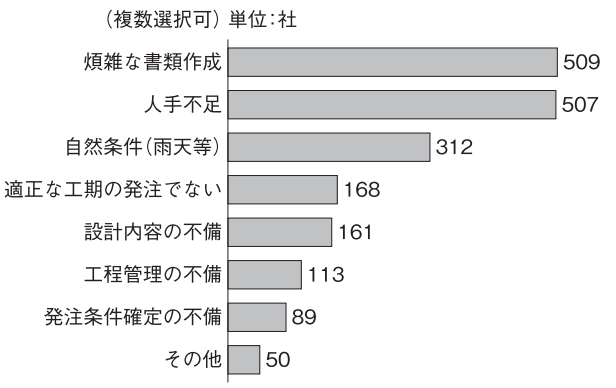

その他
＊時間外の災害対応等
＊官公庁工事から不要な書類の依頼
＊現場毎による時間的制約があるため
＊除雪業務対応
＊設計変更や設計図の不整合に対する書類作成、検討に要する時間
＊移動時間が時間外労働となるため
＊発注者からの依頼の書類の提出期限が短いため、間に合わせるために残業となる
＊現場での作業時間を確保するため、出社時間が早くなり、残業となる
＊現場終了後の書類整理、現場担当者との打ち合わせ

①－３　時間外労働の削減に取り組まれていること

＊勤務間インターバル制度
＊書類作成の職員を採用
＊クラウドソフト活用による現場の業務の軽減
＊Ｗｅｂ会議システムの導入、遠隔臨場システムの導入
＊書類作成専門業者へのアウトソース

②　週休２日制の取り組み

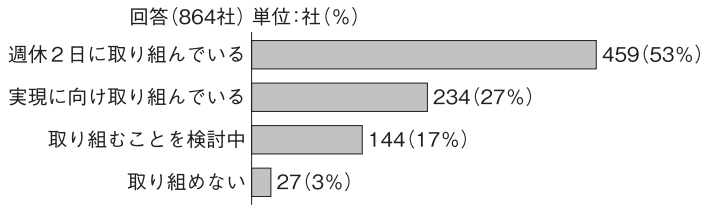

取り組めない理由
＊土日・祝祭日又は夜間にしかできない作業をするため
＊繰り越しができない工事では、納期に間に合わせるには週休２日制にはできない
＊工期内の完工を目指すと週休２日制には無理がある工期設定となっている
＊職人不足により土日作業をせざるを得ない環境
＊土木工事は天候や地先の要望で休工もしくは休日施工が必要となるため、固定の休日が設けにくい

②－１　「週休２日に取り組んでいる」について、その詳細

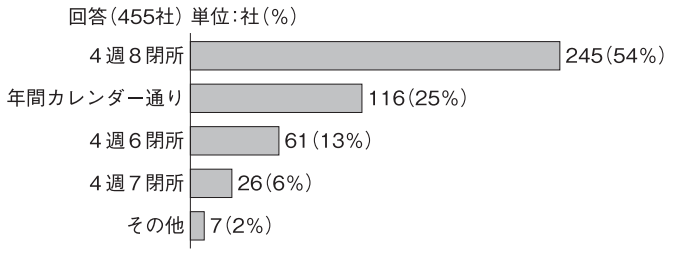

その他
＊社内年間カレンダー
＊現場カレンダー以外でも休める日は積極的に休みをとるようにしている
＊年間の休日を４週８休相当に設定している
＊土日祝日　全て休み
＊公共工事は４週８閉所であるが、民間工事は４週４閉所
＊代休の取得、交代勤務としている

７面に続く

③　週休２日を実現するためにはどのようなことが必要と考えられるか

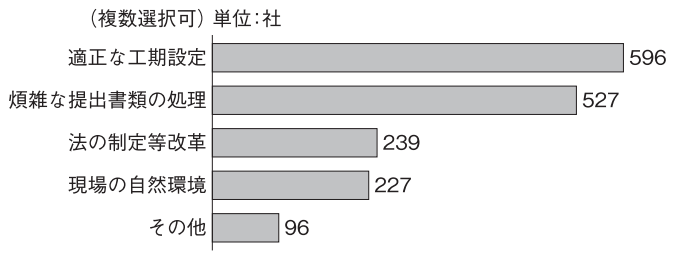

その他
＊労務費を上げてもらわなければ実現しない
＊週休２日に対応した労務単価、現場管理費用
＊民間発注者の理解
＊製品、生コン、運搬などの他の業種との連携で週休２日制は現状難しい
＊歩掛の見直し
＊発注者側の意識変革

５．建設キャリアアップシステム

①　建設キャリアアップシステムの導入

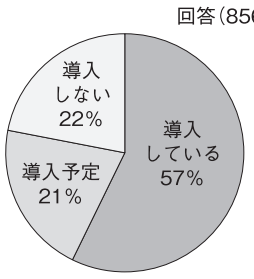

区　分	社　数
導入している	490
導入予定	178
導入しない	188
合　計	856

①－１　「導入予定」について、導入予定年

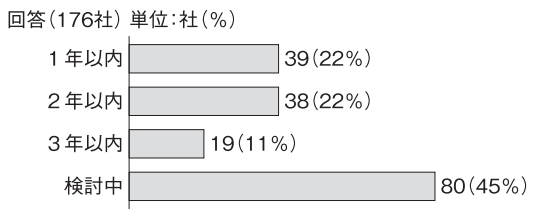

①－２　「導入しない」について、その理由

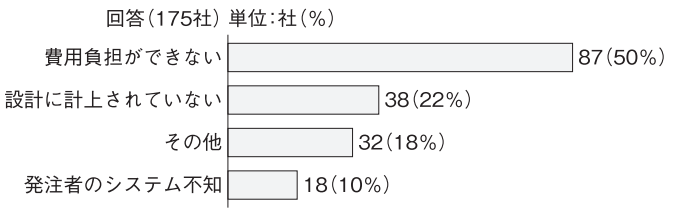

その他
＊主に常用直営班にて施工しており社内の評価システムにより評価している
＊導入しても単価に反映されない
＊基本元請け施工の小規模業者（多能工）でのメリットが分からない

６．i-Construction　生産性向上

①　建設現場の生産性向上（2025年までに２割向上）に向けＩＣＴ導入を進める動きがあるが、導入しているか

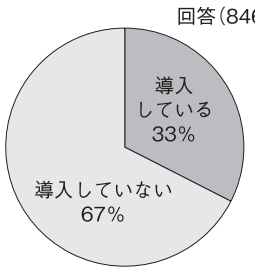

区　分	社　数
導入している	275
導入していない	571
合　計	846

①－１　「導入している」について、生産性向上のために導入しているものは何か。
　　またそれにより現場はどのように変わったか
＊物件管理システムの使用で書類作成から工事現場の人員等、施工内容の把握に役立った
＊ＣＡＤを使用した施工計画により、社内での理解度の向上が図られ、無駄がなくなった
＊バックホウにＩＣＴ機器を取付けたため、オペレーターの負担軽減ができた
＊測量機器の導入により、測量の効率化及び人員の削減につながった
＊ＩＣＴ測量にて作業時間を大きく短縮できた
＊工程会のＷｅｂ開催により移動時間の短縮
＊不要な現場移動時間の削減
＊タブレット端末及びオンラインストレージサーバを使うことによって画像で確認が可能になり、現場員の負担軽減につながった
＊ＩＣＴ建機の導入で、人と機械の分離ができ安全確保が高まった
＊生産性向上・省力化ができたことで企業のイメージアップにつながった
＊発注者側から従来通りの書類の作成と、ＩＣＴでの納品と２通り求められるため、業務内容の負担が大きい

①－２「導入していない」について、その理由

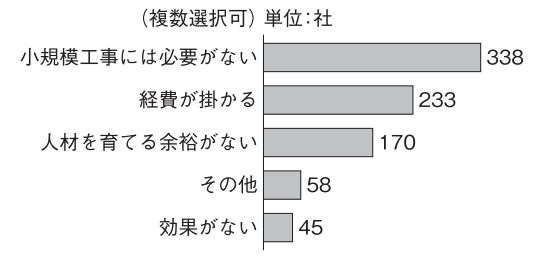

その他
＊建築での成果がよくわからない
＊小規模工事にはまだ対応していない
＊ＩＣＴ対象工事の入札物件がない
＊ＩＣＴの導入を提案したが役所で許可が得られなかった
＊都区部では取り入れる現場がない

７．建設業界のイメージアップ

①　イメージアップにつながる活動について

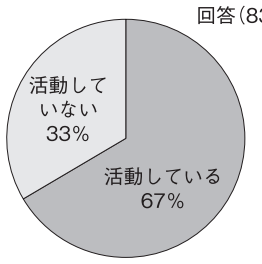

区　分	社　数
活動している	556
活動していない	280
合　計	836

①－１　「活動をしている」について、どのような活動をしているか
＊地域の奉仕活動
＊小学校で使用される副読本で仕事紹介、中学校で行われる職業教育の講師、高等学校の写真部の生徒を現場に招いてのフォトコンテスト
＊ＳＮＳを使った動画配信やＰＲ漫画の作成など
＊地域の中学生・高校生の職場体験やインターンシップの受け入れ
＊重機イベントの開催
＊仮囲い等にイラストなどのプリントを行なうなど、地域環境を損なわない工夫
＊本社を災害時の避難場所として提供している
＊ラジオＣＭでの自社宣伝と業界への入職
＊機能性と安全性を備えたカジュアルなオーダーメイドの制服（作業服）の着用

①－２　「活動をしていない」についての理由
＊活動する余裕がまだない
＊費用対効果が得られない
＊建設業界の近未来がイメージできない

②　ＳＮＳなどのオンラインを活用している場合、発信している媒体と内容
＊Facebook、Ｘ（旧Twitter）、Instagram、YouTubeで会社や工事現場の雰囲気や社員インタビューを発信
＊ＷＥＢ説明会等
＊Ｘ（旧Twitter）等の利用にて、工事情報、工事現場の様子、会社の様子などを配信
＊会社イベントや担当者が日常で感じた社内の事などを不定期で発信（週１くらい）

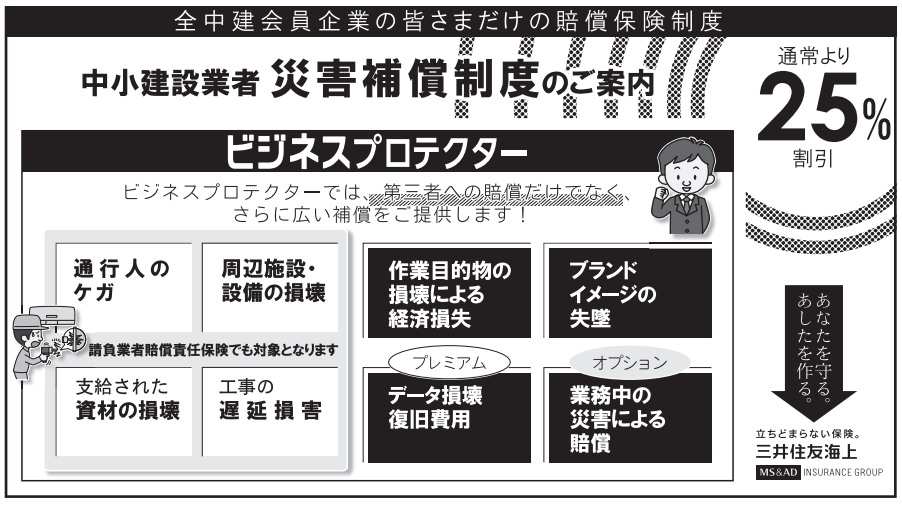

岸田首相も参加し、官邸で開かれた斉藤国土交通相と４団体トップとの意見交換会には、土志田会長と河﨑副会長が出席した

土志田会長
「衰退産業」回避へ努力
安定経営実現する制度改善を

政府との意見交換会に出席した建設業４団体のトップは、斉藤鉄夫国土交通相が提案した「５％を十分に上回る上昇」という技能者の賃上げ目標に賛同し、実現に向けた決意を表明した。４月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、働き方改革の推進に向けて「必要な対応に万全を期す」ことも申し合わせた。（１面参照）

会合で全国中小建設業協会の土志田領司会長は、「一層の努力をし、衰退産業にならないよう頑張りたい」と決意を語った。また、「市町村発注の工事は１割から２割を切っての受注しかできないため、安定経営ができない。予定価格に限りなく近いところで受注できれば、技能労働者や従業員の賃金を上げることが十分可能となる」と述べ、中小建設業の安定経営を実現する入札制度の改善を訴えた。

斉藤国交相は、建設業が国民生活や経済を支え、災害対応の主体としての役割を将来にわたって果たしていくためには担い手の確保が喫緊の課題と指摘し、「先に公表した公共工事設計労務単価の引き上げを受け、各社において現場技能者の賃上げを確実に進める必要がある」と強調した。

岸田文雄首相は、「私からも『５％を十分に上回る』賃上げを、各社において強力に進めていただくようお願いする」と要請。「これからは未来への前向きな新３Ｋ、『給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる』産業に変えていかなければならない」と力を込めた。

22ヵ月連続減
厚労省1月実質賃金

厚生労働省がまとめた２０２４年１月の毎月勤労統計調査（速報、従業員５人以上）によると、基本給と残業代などを合わせた現金給与総額（名目賃金）に物価の変動を反映させた実質賃金は、前年同月比０・６％減となった。名目賃金の伸びを物価上昇が上回り、22カ月連続のマイナスだった。減少率は前月と比べ縮小した。

名目賃金に当たる１月の現金給与総額は、１・０％増の36万7112円。内訳は、所定内給与が２・３％増の32万7686円、所定外給与が０・５％増の28万2270円だった。

建設業の１月の現金給与総額は、１・０％増の36万7112円。内訳は、所定内給与が２・３％増の32万7686円、所定外給与が０・５％増の28万4225円。建設業の就業形態別の総額は、正社員ら一般労働者が１・１％増の38万1941円。パートタイム労働者は６・１％減の11万2177円だった。

中企庁
24年度目標率は61％
官公需法の契約基本方針

経済産業省中小企業庁は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づく２０２４年度の「国などの契約の基本方針」の策定方針を固めた。国や独立行政法人などが中小企業・小規模事業者に発注する２０２４年度の契約目標率は61・０％と、４年続けて同率とする。スタートアップ（新興企業）を含む創業10年未満の新規中小企業の契約目標率も、引き続き３％以上にする。官公需での価格転嫁を進めるため、物価や労務費上昇への対応を強化する内容を新たに記載する。基本方針は、４月中下旬の閣議決定を目指す。

基本方針に物価や労務費上昇への対応内容を新たに記載するのは、「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け政府が一体となって取り組んでいることを踏まえ、官公需でも価格転嫁を着実に進めることが狙い。

原材料費やエネルギーコストの上昇への対応に当たっては、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すとしている政府の方針を明示する。

WBGT把握や労働衛生教育
熱中症クールワークキャンペーンを実施

厚生労働省は、関係省庁や建設業労働災害防止協会など災防団体、建設業団体をはじめとした各産業の業界団体と連携し、職場における熱中症予防対策を一層推進するため、２０２４年も『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』を実施する。

「建設業」というイメージ

広報委員　**井藤 忠**

寄稿

私は転職組です。サービス業（店舗販売等）、金属部品製造業の営業職を経て、ご縁があって全中建京都にお世話になり、今年で21年を超えました。つまり、全く異業種の人間でした。

一般的に、建設業、それも不動産系ではなく現場系の方々とは、目にする機会はあっても接する機会というのは、まずありません。（失礼ながら）なんとなく悪いイメージはありましたが、いざ仕事を始めると、理事の方々からは「時々変なのおるけどビビるなよ、困った事があったら何でもワンタビューで語っておられました。「事件があると、報道ではなぜわれわれだけ「建設業」「土木業」、さらには「土木作業員」「型枠工」など職種まで書かれるのか。これでは悪いイメージが定着して若者が入職してこない」。違和感の原因は正にこれでした。ここに大きな壁が出来てしまうと、若者は入ってもきません。こんなにも素晴らしい業界に

以前、「子ども霞が関見学デー」に参加させていただきました。デモで重機オペレーターさんがとても優しい笑顔で子供達に接しておられ、子供達のキラキラ輝く目が印象的でした。この子供達が大きくなった時、変な悪いイメージをもつ事なく建設業に入ってきてくれる事を、心から願ってやみません。

言葉を頂戴しながら、一方で私は物怖じしない性格が幸いして（？）毎日楽しく仕事をしていました。

月日が経ち、いろんな行事などをひと通り経験したころ、違和感がありました。「なんとなく悪いイメージ」とは程遠かったからです、むしろ真逆、素晴らしい業界！この違和感は何だろう。

土志田会長が、あるイシに相談してこいな」「イメージだけで嫌になって辞めんといてな」などと、冗談なのか、余計にビビらせてるのか、本当にやばいのか分からんお

愛称は「陽葵（ひより）の会」

全国中小建設業協会は３月４日、「人材採用・定着支援部会」（松田由紀子部会長）の第２回会合をオンライン形式で開き、部会の愛称を「陽葵（ひより）の会」に決めた。新４Ｋ（給与・休暇・希望・かっこいい）の建設業界になるよう、「太陽のように明るく、そしてひまわりのように常に明るい方を向いて、寄り添い合いながら魅力ある業界になっていく」という思いを込めた。

人材採用・定着支援部会
明るく魅力ある業界実現めざす

同部会は若者をはじめとする担い手の確保・定着に向けた支援策などを検討するため、2023年４月に建設業振興対策委員会（委員長・小野徹副会長）の下に設置した。同年12月に都内で初会合を開き、具体的な検討に着手した。

第２回会合には、土志田領司会長や小野副会長も出席し、今後の活動方針などについて議論した。24年度はオンラインを含めて２回程度会合を開く。有識者による人材採用に関する講演や、中小建設業が抱える課題・改善策についての意見交換会を通じて、採用・定着や業界広報などに役立つ方策を検討する。

全中建災害共済制度〈災害保障特約付団体定期保険〉

死亡保険金（病気・災害）
入院給付金（災害）
障害給付金（災害）

労災対象外の日常生活も保障の対象です
・病気・災害を問わず、お亡くなりになった場合
・不慮の事故により５日以上入院した場合
・不慮の事故により所定の障害状態になった場合

お申込みにあたっては、パンフレット、「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

本制度のお問い合わせは全中建事務局まで
TEL：03-5542-0331

引受生保　朝日生命保険相互会社（事務幹事）
メットライフ生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

朝日-団-2021-34（2022.2.3）